

広島市歯科医師会だより

一般社団法人広島市歯科医師会

第 135 号

(H30.7.13)

今月のトピックス

お知らせ	1 ページ
行事報告	
第 34 回「おくちの健康展」代表者会議(第 2 回)	2 ページ
第 34 回「おくちの健康展」	3 ページ
カーブ観戦の集い	3 ページ
平成 30 年度 第 2 回 四者協議会	4 ページ
第 111 回定時総会	4 ページ
支部だより	
中区支部	5 ページ
東区支部	7 ページ
南区支部	9 ページ
西区支部	9 ページ
各部からの報告	
保険・医療対策部	9 ページ
地域歯科保健部	11 ページ
広報部	11 ページ
FM ちゅーピー	18 ページ
会員ひろば	
新入会員紹介	18 ページ
6 月定例理事会報告	18 ページ

祝 創立 100 周年

平成 30 年 9 月 1 日(土)

開催場所は

A N A クラウンプラザホテル広島

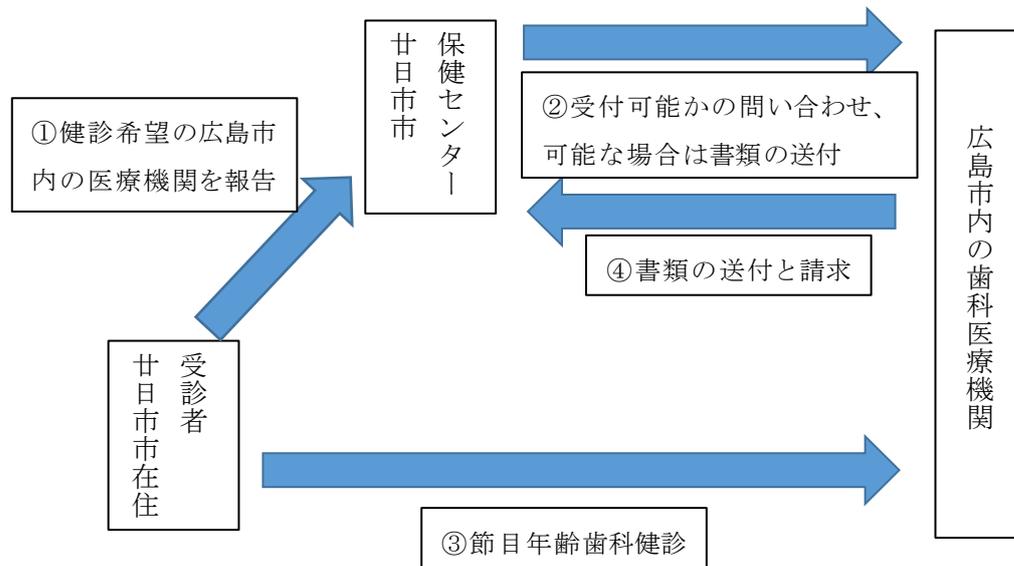
お知らせ

廿日市市節目年齢歯科健診への協力をお願い

平成 29 年 6 月 1 日より、廿日市市でも 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の方を対象とした
節目年齢歯科健診が始まりました。

廿日市市在住の対象者の方から、広島市内にての健診を望む声が多く、広島市内での廿日市市節目年齢歯科健診の依頼が来ました。

今回、廿日市市より広島市内の歯科医院への健診用紙の送付は無理なことと、受診者一部負担金が違うことから廿日市市と広島市内の歯科医院との個別契約となります。



※廿日市市の節目年齢歯科健診の受診者負担金は、1,000円です。

※廿日市市の節目年齢歯科健診の給付額は、4,400円（受診者負担金を含む）

※詳しくは、廿日市市保健センターより連絡があります。

行事報告

第34回「おくちの健康展」代表者会議（第2回）

日時：5月30日(水)午後7時30分

場所：県歯会館2階「本会大会議室」

標記の会議が、主催である本会・広島県歯科衛生士会・広島県栄養士会と、共催の広島矯正歯科医会、協賛のそごう広島店・株式会社モリタ・四国乳業株式会社、(株)広島ホームテレビの出席のもとで開催された。谷巖範実行委員長の司会進行のもと、能美和基本会地域歯科保健部理事の挨拶に続き、株式会社アトラクト・ワンから会場配置や当日の諸注意等の説明が行われた。引き続き各セクションからの電源・照明・目隠し等の要望を交えて協議し、第34回「おくちの健康展」を滞りなく実行できるよう、当日に向けての最終確認を行った。最後に宮城昌治広島市健康福祉局保健部健康推進課保健指導担当課長の閉会の辞で閉会した。

「おくちの健康展」は毎年2千人以上の市民の方々と直接ふれあえ、公衆衛生普及啓発活動が行える大変貴重な機会であり、今後とも我々は、お口の健康から広島市民の全身の健康の維持、向上に寄与していきたいと考えている。



会議の様子

第 34 回「おくちの健康展」

日時：6月10日(日)午前10時
場所：そごう広島店本館「屋上」

歯と口の健康週間中に行われる本会恒例の行事である「おくちの健康展」が開催され、2,200人を超える市民が来場した。

本年度は第34回の開催となり、前回の第33回の開催と同様に開催スペースのリニューアルを行い、口臭チェック・顕微鏡で「むし歯菌」発見！・おくちの「細菌数」チェックの3ブースを市歯会が担当した。直接体験することができるこれらのブースは長蛇の行列ができ、関心が高いことを肌で感じた。

また、広島県歯科衛生士会、広島市歯科技工士会、広島県栄養士会、広島臨床小児歯科研究会、広島矯正歯科医会からもそれぞれブースを出していただき、どのブースも大変な盛況であった。

ステージでは、それいけ！アンパンマンショー最新作「アンパンマン、大好き！」の上演および、四国乳業の「8020 ヨーグルト 12個セット」とシャボン玉石けんの「手洗いせっけんバブルガード」「シャボン玉せっけんハミガキ」が当たる歯っぴープレゼント抽選会をそれぞれ3回実施し、多くの親子連れで賑わった。

抽選会の前には当日来場した8020達成者の表彰式があり、表彰状と記念品が授与された。

このイベントでは、本会地域歯科保健部委員だけではなく毎年新入会員の先生に地域歯科保健活動を知っていただく趣旨でお手伝いをお願いしており、本年度は11名の新入会員の先生が出務した。

「おくちの健康展」は多くの市民の方々と直接ふれあえ、公衆衛生普及啓発活動が行える大変貴重な機会である。我々は今後とも市民の口腔の文化観の向上のため、総力を挙げて取り組んでいく所存である。



出務者集合写真

カープ観戦の集い

日時：6月28日(木)午後6時
場所：「MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島」

会員・従業員・家族100名が揃い、マツダスタジアムにてカープ観戦の集いが開催された。

今回は本会創立100周年を記念して、グラウンドに降りて全員でCCダンスを踊る事となった。

試合は巨人菅野の好投に苦しんだが菊池・野間のホームランで見事逆転！我々参加者はCCダンスの準備でバックヤードにスタンバイしていたためカープの逆転劇を観ることは叶

わなかったが、5回裏終了後、みんなでグラウンドに出てCCダンスを踊り、本会創立100周年について市民に告知を行うことができた。

※保険医療対策部より：カープ観戦の集い開催にあたってはいつもたくさんのお申込みありがとうございます。

全ての先生方のご希望に沿えず大変申し訳なく思っております。次回開催時にも多くのみなさんの参加をお待ちしております。



CCダンスの様子

平成 30 年度 第 2 回 四者協議会

日時：7月4日(水)午後7時30分

場所：県歯会館2階「大会議室」

8月2日(木)開催予定の第60回広島市学校保健大会併催の「よい歯の集い」におけるよい歯の学校・児童表彰者選考のため、広島市歯科医師会、広島市教育委員会代表、広島市立小学校長会代表、広島市小学校教育研究会健康教育部会代表で構成する標記会議を開催し、以下のように表彰児童及び表彰校を決定した。

1. 児童表彰の部

(1) よい歯の健康大賞

総数 4,431 名 (内広島市歯科医師会としては 2,040 名)

(2) よい歯の賞

総数 3,115 名 (内広島市歯科医師会としては 1,458 名) を認定

2. 学校表彰の部

特別優秀校 伴南小学校

優秀校 特別支援学校 (上田裕次先生) 可部南小学校
古市小学校 湯来西小学校

優良校 荒神町小学校 (水内裕之先生) 中島小学校 (津田祐一先生)
段原小学校 (森永行雄先生) 毘沙門台小学校
亀山南小学校 五月が丘小学校
五日市南小学校

努力校 吉島小学校 (波田佳範先生) 山田小学校 (北本純司先生)
己斐東小学校 (椿田直也先生) 牛田小学校 (能美和基先生)
三田小学校 亀崎小学校
安東小学校 原小学校
可部小学校 中野東小学校

(下線は本会からの表彰校)



四者協議会の様子

第 111 回 定時総会

日時：6月30日(土)午後4時

場所：県歯会館2階「ハーモニーホール」

議長 中本雅志氏、副議長 平尾慶太氏

議事録署名者 東区 寺迫環氏、西区 三戸敦史氏

広島市歯会第111回定時総会は、本山智得専務理事の開会の辞より始まった。

まず、第110回定時総会以降に物故された会員の皆様(西区支部 高橋美次先生、中区支部 植木滋之先生、南区支部 日域昭磨先生、東区支部 村谷信子先生)への黙禱を捧げた。

次に、荒川信介県歯会長より「新会館へ移転し1年半事業は順調である。事務局の人事異動を行いこれも順調である。公益社団法人と一般社団法人のどちらにするか半年かけて検討する。」との来賓挨拶を頂いた。続いて、川原正照会長より「歯科における連盟活動の成果について、公益社団法人を目指す意気込

みについて、地域密着型・地域完結型の歯科医療について、そして最後に今年9月に開催される『創立100周年記念祝典』について」の挨拶があった。

続いて、古稀会員（大西定氏、渡辺幸男氏、久米守氏、田中政博氏、水上良知氏、玉川博氏、前野信夫氏、尾尻知氏、今井多聞氏、中西保二氏、伊藤茂氏）へのご健康とますますのご活躍をご祈念し、記念品贈呈を行った。また、平成29年度に各種表彰を受けられた会員（土江健也先生、川原正照氏、山崎健次氏、上田裕次氏、荒谷恭史氏、寺迫環氏、横山隆道氏、今井正人氏、柄博治氏、三宅茂樹氏、平野隆司氏、橋本隆氏、石嶋誠司氏、小松泰雄氏、藤範恭弘氏、平岡弘光氏、田中康弘氏、中本雅志氏、小田正秀氏、吉武政博氏、小島隆氏、木村一水氏、和田本城氏、玉川博氏、鍋島耕二氏、角田達彦氏、新谷泰造氏、渡辺幸男氏、高橋秀樹氏、田中亮三氏、窪内信男氏、田村秀文氏、林優美氏、木本極氏、今井多聞氏、竹田芳弘氏、本山智得氏）の紹介があった。続いて、選挙管理委員をお務め下さった久保木利正氏と中西保二氏に感謝状と記念品贈呈を行った。次に、平成27年度新入会員（長谷川聰氏、内田雄士氏、川本賀奈子氏、名原行徳氏、堀健太郎氏、安達厚氏、箸方厚之氏、福井康人氏、横村康彦氏、松村興一郎

議事事項

第1号議案 平成29年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認を得る件

第2号議案 平成30年度本会会費賦課額並びにその徴収方法について承認を求める件

協議事項

(1) 広島市歯科医師会創立100周年記念事業について



挨拶をする川原正照会長（左）と定時総会の様子（右）

支部だより

中区支部

ひろせ三世代ふれあいまつり

日時：6月3日(日)午前10時

場所：「広瀬町集会所」

広瀬北町公園で広瀬地区社会福祉協議会主催のイベントである「ひろせ三世代ふれあいまつり」が開催された。公園内の集会所に設置された幟町地域包括センター主催の健康相談・検診コーナーの歯科相談を中区支部が担当した。本年の相談者は30名程度で、小児の歯並びに関する相談が目立った。

なお、このイベントには、本会地域歯科保健部から依頼を受けた中区支部より尾山奈々子氏、花木清隆氏が出務した。

平成30年度 中区支部臨時理事会

日時：6月15日(金)午後7時30分

場所：県歯会館2階「本会大会議室」

会議の冒頭、有田一喜中区支部理事の発案と理事全員の総意ということで、6月5日(火)に逝去された波田佳範中区支部長の御母堂に対し、黙禱が行われた。

今回の会議の内容は、来る7月21日(土)に予定されている「中区支部懇親会」と、ソフ



ひろせ三世代ふれあいまつりの様子

平成30年度 第1回 幟町圏域多職種連携会議

日時：6月16日(土)午後3時

場所：広島YMCA国際文化センター2号館「コンベンションホール」

広島市幟町地域包括支援センターの宮田真弓氏の司会進行の下、伊藤欣朗中区医師会理事の開会挨拶を経て、グループワークへと移行した。グループワークのテーマは「あなたの立場で、高齢者の皮膚に関して困っていること・気を付けていることはありますか」という内容であった。一見歯科領域に関わりがないものには思えたものの、口腔粘膜も広い意味で皮膚に含めるとのファシリテーターからの説明があったことにより、身近な内容となった。主だったものに口腔乾燥などがあってくるからである。

それぞれのグループから、興味深い発表が行われた後、講演へと移行し、講師に西区の「長崎病院」の身原京美皮膚科部長を迎え、「高齢者の皮膚問題～療養生活を支えるために～」というテーマで講演が行われた。身原医師は長崎病院で熱傷創傷部門の診療に携わっておられることもあり、皮膚の構造から皮

トボール大会の練習日程、備品の確認などであった。平田誠中区支部会計担当理事の報告で、懇親会の規模、中区支部会員への連絡、会費等細部にわたるまで慎重審議が行われた。

膚の創傷その治療法などが語られ、そのうえ褥瘡の原因とその対処法まで多岐にわたる内容であった。

最後に宮城昌治中区健康長寿課課長により、閉会挨拶が行われた。

なお、この会議には中区支部より波田佳範中区支部長、加藤千季氏、小松大造氏、前田羊一氏、森田薫氏、若林大輔氏、の6名が出務した。



出務した中区支部会員と宮城昌治課長

中区支部ソフトボールチーム結団式

日時：6月26日(火)午後7時30分

場所：「中華ダイニング 家座富」

「健康ソフトボール大会」へ向けてのチーム結団式を行った。

有田一喜中区支部理事の司会進行の下、石嶋誠司中区支部監事の挨拶に続いて、関野憲三中区支部顧問の音頭によって乾杯が行われ

た。和やかな雰囲気の中、新入会員の自己紹介を行うなどしながら、大会へ向けて、様々な意見交換が行われた。宴たけなわの中、三次みさと中区副支部長の挨拶によって閉会となった。

尚、本年の「健康ソフトボール大会」は10月21日(日)尾道市の御調町で開催される予定となっている。



参加した中区支部メンバー

東区支部

広島市東区地域保健対策協議会

第1回 在宅医療・介護連携推進委員会 及び 第1回 常任理事会・理事会

日時：6月22日(金)午後7時

場所：広島市東区総合福祉センター4階「ボランティア研修室」

標記会が広島市東区地域保健対策協議会の主催で開催された。第1回在宅医療・介護連携推進委員会には、佐藤修治東区地対協会長(東区医師会会長)をはじめ、篠原富子東区地対協副会長(東区区長)、そして、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員、介護支援専門員、東区職員、東区医師会事務局のそれぞれの職域から計30名が参加した。

住吉秀隆常任理事の司会により、佐藤東区地対協会長の挨拶で始まった。東区資源マップについての調査結果について報告があり、続いて平成29年度事業報告、福木・温品圏域の「医療と介護の連携の会」、在宅医療・介護推進委員会(連合)、東区在宅医療・介護推進事業企画会議のそれぞれについて報告があった。また、今後開催予定の二葉圏域「医療と介護の連携の会」、「TRITRUS講習会」、「東区在宅サポート研修会～ひがしの在宅支え隊～」、「緩和ケア研修会」、「在宅医療研修会」について説明された。薬剤師会からは、「在宅訪問薬局リスト」や「残薬報告書」についての説明があった。続いて、平成30年度事業と次回

の「東区多職種連携の会～ひがしの絆～」についての説明、協議が行われ、最後に堀内賢二東区地対協副会長の挨拶で閉会した。

引き続き、第1回東区地対協常任理事会・理事会が佐藤東区地対協会長の挨拶で始まった。平成30年度地対協事業計画・予算、地対協事業交付額、連合地対協常任理事会・理事会、東区地対協運営委員会、「介護保険研修会」、「防災検討会」について報告があった。今後開催予定の「女性会まつり」、「ぽっぽひがし」の当日の運営についての報告は、本会東区支部として歯科相談および口臭測定と細菌測定を行うと説明した。また、東区かかりつけ医推進事業、平成29年度救急医療情報キットについても報告があった。その後、平成29年度東区地対協収支決算、平成30年度東区在宅医療・介護推進業務実施計画書、収支予算書の報告、協議がされ、すべて承認された。最後に、篠原東区地対協副会長の挨拶で閉会となった。

それぞれの会議には、本会の東区支部として能美和基本会地域歯科保健部理事と寺迫環本会東区支部長が出席した。

第13回 東区女性会まつり

日時：6月24日(日)午前10時

場所：東区総合福祉センター4階「多目的室」

東区地域女性団体連合会の主催で標記会が開催された。

開会式には本会から寺迫環東区支部長が出席し、祝辞とともに、お口の機能低下への対応やオーラルフレイルの予防に必要なことなどを説明した。引き続き、4階の多目的室にて、東区医師会、広島市薬剤師会、本会東区支部

がそれぞれ健康相談コーナーを設置し、医療相談他、血圧測定、骨密度測定、認知機能検査、体脂肪測定、お薬相談などが行われた。本会東区支部から、寺迫支部長、田中尊治氏、横村康彦氏の3名が出務し、歯科相談とともに、希望者には口臭測定や細菌測定を行った。また、口腔乾燥や口臭を気にされる方も多く、

唾液腺マッサージや、お口の機能をアップする体操のパンフレットを用いてオーラルフレイル予防の啓発を行った。

歯科コーナーには 61 名の来場があり、盛会のうちに終了となった。



出務した東区支部会員
(左から)田中尊治氏、横村康彦氏、寺迫環氏

東区地対協平成 30 年度東区在宅サポート研修会～ひがしの在宅支援隊～

日時：6月28日(木)午後1時30分

場所：東区総合福祉センター3階「大会議室」

標記研修会は地域包括ケアの推進並びに在宅看取りの推進において重要な役割を担う、訪問看護師、訪問介護員、介護支援専門員の連携の一環として今年度から初めて開催された。

参加者は東区医師会の医師、本会東区支部の歯科医師(能美和基氏・寺迫環氏・野村登志夫氏・山崎和広氏)、安芸歯会から高山智行氏、広島市薬剤師会の薬剤師、地域連携室、ケアマネジャー等、訪問看護師、ヘルパー、東区役所職員の約 136 人が参加した。

黒瀬将司広島市東区在宅医療介護連携推進委員会委員(広島市牛田早稲田地域包括センター長)の司会進行で始まり、金谷雄生東区地対協副会長(東区医師会副会長)の開会の挨拶があった。山科明彦東区医師会在宅ネット運営委員会委員(ホームケアクリニック柁副委員長)により、「在宅でよく起こる病態と、その対処法」という題目で講演を行った。在宅医療と往診の違いから始まり、高齢者の身体的特徴と症状に対する初期対応やさまざまな在宅医療・介護のデータなどを説明された。次に能美和基本会地域歯科保健部理事が、「口

腔状況観察のポイント」と題して講演し、在宅における様々な症例写真を提示し詳しく説明した。また、岩本義浩広島市薬剤師会理事・東区支部長(ノムラ薬局牛田店薬剤師)が「服薬状況観察のポイント」と題して講演があり、残薬報告書や受け取り報告書について説明があった。その後、グループワークに移り各テーブルで本日の講演について話し合い、代表者が発表した。

最後に質疑応答があり、宮迫英樹東区地対協常任理事(東区保健センター長・医務監)が閉会の挨拶をして終了した。



講演を行う能美和基本会地域歯科保健部理事

“ぽっぽひがし” 11 周年記念イベント&ねこの手まつり

日時：7月1日(日)午前10時

場所：「東区総合福祉センター1・3階」

標記会に、本会東区支部から橋田崇史氏、山崎和広氏、安芸歯会より李浩成氏 3 名の歯科医師が東区地域保健対策協議会の一員として、東区医師会・広島市薬剤師会と共に参加した。

遊びのコーナーには積み木遊びやおもちゃの金魚すくいなどに多くの来場者が集まった。東区支部は例年通り医療ブースにて歯科相談を行い、希望者には口臭測定器や細菌カウンターによる計測を行った。普段聞けない事や、気になる事の相談や口腔衛生状態の認知による啓発に有意義なイベントであった。歯科コーナーには家族を含む 28 名が来場した。



参加した李浩成氏(安芸歯会)、
橋田崇史氏、山崎和広氏

南区支部

平成 30 年度 南区支部総会

日時：6月13日(水)午後7時30分

場所：県歯会館2階「本会大会議室」

平井由美南区支部理事の司会進行の下、25名の会員出席を得、玉川幸二南区支部長の挨拶の後、小松大造本会地域歯科保健部理事による後期高齢者歯科健診事業説明会が行われた。

平成30年度にご逝去された日域昭磨氏に対して黙祷が行われた。その後玉川支部長による各種委員会報告、会員報告、広島市歯科医師会100周年事業、平成29年度事業報告ならびに決算報告が行われた。

引き続き平成30年度事業計画予算案が松永陽子南区支部会計担当より上程され、可決承認された。

続いて、地域ケアマネジメント会議のメンバーが選出について支部役員から2名選出さ

れることが承認され支部内規に組み込まれる事になった。

最後に吉武政博南区副支部長の閉会の辞により、午後9時前に終了した。



総会の様子

西区支部

6月支部例会

日時：6月7日(木)午後7時30分

場所：「木松旅館」

梅雨の合間の曇り空。夕刻に参集した会員を前にして今井多聞西区支部長より、まず、①中区より山野久美子氏が西区支部に転籍、②支部長・副支部長会議、③木本極氏を市歯会選挙管理委員会に推薦、④平成30年度第1回西区地域保健在宅医療保健対策協議会、⑤県歯協同組合会第36回通常総代会、⑥市歯選出代議員打合せ会議等が報告された。続いて新規入会された山根一芳氏の紹介があり、当人より挨拶があった。次いで平成29年度会計報告が岡田浩幸西区会計担当よりなされ小跡清隆西区会計監査より正しく処理されている旨の報告があった。協議事項は中田穰氏の入

会申請に関してであり、支部会の後、藤田友昭本会地域歯科保健部委員を講師に「後期高齢者健診研修会」が行われた。



支部例会の様子

各部からの報告

保険・医療対策部

収益認識に関する会計基準に対応する改正

平成30年度改正において、企業会計基準に即した法人税における収益認識の法令明確化等の改正が行われました。

1. 収益認識に関する制度の概要

(1) 法人税法上の収益の認識時期と額

法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とすることとされています。

その所得の金額の計算上、益金の額に翼入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受その他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とされ、その収益の額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされています。

(2) 返品調整引当金制度

出版物等の事業を営む法人で、販売する棚卸資産の大部分について買戻しの特約を結んでいるものが、その買戻しによる損失の見込額として、各事業年度の終了の時ににおいて損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れた金額のうち、繰入限度額に達する金額はその各事業年度の損金の額に算入することとされています。

(3) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属年度の特例

法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額について、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日に属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理した場合には、その経理した収益の額及び費用の額は、その各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入することとされています。

2. 新会計基準における収益を認識するための5ステップ

ステップ1	顧客との契約を識別
ステップ2	契約における履行義務（収益認識の単位）を識別
ステップ3	取引価格の算定 ⇒直引き、リベート、返金等、取引の対価に変動性のある金額がある金額が含まれる場合は、その変動部分の金額を見積り、その部分を増減して取引価格を算定
ステップ4	契約における履行義務に取引価格を配分
ステップ5	履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識 (注) 割賦販売における割賦基準に基づく収益認識は認められません。

〈適用例〉

契約	商品の販売 保守サービスの提供	取引価格の算定	配分された取引価格	収益の認識
ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	ステップ5

3. 改正の内容

法人税における収益認識において、「益金の額」、「収益の計上時期」、「会計処理の基準に従って経理した場合の計上時期」に関して、国際会計基準をふまえた収益認識基準に合わせる形で法令明確化の改正が行われました。

4. 適用時期

上記の改正は、平成30年4月1日以後終了する事業年度から適用されます。

地域歯科保健部

保育園児対象食育教室

日時：6月21日(木)午後1時30分

場所：「広島市立仁保保育園」

広島市立仁保保育園において、有馬隆本会地域歯科保健部理事が「かむかむきょうしつ」と題した食育授業を行った。

授業では最初に唾液が口腔の健康を守る仕組みについて説明し、園児一人ひとりの唾液のpHの測定を行った。続いて唾液を多量に分泌させるための方法を考えさせた後に、食事の時によく噛むこともその方法の1つであることを説明した。オーラルケア社の「キシリトール咀嚼チェックガム」を咀嚼回数を変えて3回咀嚼させ、唾液の分泌量を比較させたり、咀嚼後のガムの色調を比較させたりするなどにより咀嚼の効果を実感させた。最後に「カミング30」や「かたい物を嫌がらずに食べる」など普段の食生活で「噛む力」をつける方法を指導し、加えて「かかりつけの歯科医院」で定期的に健診やフッ素塗布を受けることの重要性を説明して授業を終えた。

本会は食育推進会議への参画を通じて「カミング30」運動を推進している。今後も各ライフステージを対象として口腔の健康及び咀嚼の重要性を伝える活動を継続することになっている。



授業に熱中する園児

広 報 部

今月の知っておきたいこと

リンク切れはご容赦を。
記事の確認は自己責任にてリンク先でお願いします。
最新記事はホームページにてご覧ください。

▼消費税率引き上げで30年度に薬価・材料価格調査（6月20日）

中医協は6月20日の総会で、平成31年10月の消費税率引き上げに対応するため、30年度に実施する薬価調査と材料価格調査を了承した。消費税率引き上げに伴う薬価基準改正と材料価格基準改正の基礎資料とする。医療機関・薬局の購入サイド調査で、新たに購入先の卸売販売業者名と本店・営業所名も調査し、卸売業者の調査結果と突合して調査精度のアップを図る。

Web医療と介護（2018年6月21日）

<https://info.shaho.co.jp/iryuu/trend/201806/5396/>

▼控除対象外消費税、解消策の検討を開始 - 四病協

四病院団体協議会（四病協）は、社会保険診療に対する消費税が非課税扱いとされているために生じる「控除対象外消費税」、いわゆる損税の問題を解消するための方策の検討を始めた。

20日の四病協・総合部会後の記者会見で日本精神科病院協会の山崎学会長が明らかにした。山崎会長は会見で、2019年10月に予定されている消費税率10%への引き上げについて、「2%の増税は従来通りの診療報酬改定の中の仕組みで（控除対象外消費税分を）補てんすることになる」と指摘した。その上で山崎会長は、これまでの仕組みで補てんすることになった場合、控除対象外消費税に伴う医療機関の負担がさらに大きくなる可能性があることから、「今回は間に合わないとしても、（消費税率が）10%からその次に上がる時ぐらいに標準を合わせて、病院で損税が生じない仕組みをどういうふうにつくらなければいけないかの検討を既に始めている」と述べた。また、消費税への対応について財務省からの意見聴取や勉強会などを行っていることも明らかにした。

かにした。控除対象外消費税の問題をめぐるっては、日本医師会の検討委員会が、従来の非課税制度を踏襲し、診療報酬への上乗せ分を超えて医療機関が「仕入消費税額」を負担した場合、その超過額の還付を認める新たな制度の導入を提言している。

Yahoo! ニュース(2018年6月21日)

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180621-16100000-cbn-soci>

▼歯の健康ホラー風に啓発 佐賀県歯科医師会が動画配信／「批判覚悟」若年層ターゲット

佐賀県歯科医師会(寺尾隆治会長)は19日、会の事業概要などをホラー風に紹介するプロモーションムービーを発表した。寺尾会長は「インパクトのある演出で県民を引きつけ、歯を大切にすることが、健康につながることを知ってほしい」と風変わりな動画の制作意図を語った。

プロモーションビデオは3本を制作。県歯科医師会の事業内容の説明や歯の健康促進の啓発などいずれも1分30秒から3分の動画で紹介している。映像監督には、佐賀市のプロモーションムービー「WRSB(ワラスポ)」を手がけた有馬研吾氏を起用した。3本の動画とも、地域アイドルユニット「ピンキースカイ」のだ一ゆんさんが歯の妖精と称する「佐歯子(さばこ)」役となり、画面の隅に現れながら学校歯科健診の促進や歯のクリーニングの重要性を呼びかけている。また、県歯科医師会の役員もゾンビ役として共演している。県歯科医師会の広報担当役員は「会員の批判を覚悟の上で制作した」と語り、「子どもや若い世代に歯の健康の大切さ説くには、まず興味をもってもらうプロモーションムービーが必要だ」と強調した。

佐賀新聞(2018年6月22日)

<http://www.saga-s.co.jp/articles/-/233306>

佐賀県歯科医師会 新しいプロモーションムービーが完成しました！！

<http://www.saga-dental.or.jp/2994.html>

ニュースピックアップ

▼歯科分野の専門医を客観評価、一括管理…専門医機構を設立

歯科分野の専門医を客観的に評価して一括管理する一般社団法人「日本歯科専門医機構」(住友雅人理事長)が4月設立された。

日本歯科医学会連合、日本歯科医師会や関連学会などが参加する。東京都内で記者会見して発表した。

歯科分野の専門医(認定医を含む)は同連合の所属学会だけでも30種類以上あるほか、未加盟の団体のものもあるという。同じ分野に複数の学会の専門医があるなどの問題が指摘されている。

機構は、各学会から申請された専門医研修の内容を審査し、一定の基準にあると判断したものを認定する。各学会に参加を促し、今年秋には第1弾の認定を行いたい考えだ。

yomiDr(2018年5月23日)

メディカルトリビューン(2018年05月02日)

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20180523-OYTET50007/?catname=news-kaietsu_news

Point of View

◎今は専門医の創世記といえるのではないのでしょうか。これから何十年か先の未来には、専門医がもっと必要とされる時代が来るかもしれません。ただ、現在は一分野に対してもいろいろな学会が乱立している状況なので、いかにして基準の統一化を図るかということも、課題として残りそうです。

▼乳歯の早期脱落チェック 沼津市、難病の可能性見逃さず

沼津市は2018年度から、2歳児歯科検診で乳歯の早期脱落のチェックを始めた。4歳以下で乳歯がぐらついたり抜けたりした場合に難病の可能性があると。静岡県内で初めての取り組みで、関係者は「小さなサインを見逃さず、適切な治療につなげたい」としている。

一般的に乳歯は生後8カ月頃から生え始め、3歳頃に生えそろう。その後、6歳前後から永久歯に変わっていく。しかし、わずかだが通常より早く乳歯が抜ける子どもがいるという。

こうした場合に疑われるのは遺伝性の難病「低ホスファターゼ症(HPP)」。丈夫な骨を作るために必要な酵素の働きが悪くなり、発達、成長が遅れ、日常生活の動作が難しくなる。通常歯根が溶けて抜ける乳歯が、歯根が溶けないまま抜けるなどの症状が現れる。抜けた歯は細くとがった形をしているのが特徴。

沼津市は行政や医療関係者が研修会を開いて情報を共有した。市が行う2歳児歯科検診でのチェック項目に「ぐらぐらしたり、抜けたりした歯があるか」を加え、異常発見時の歯科と小児科の連携体制も整えた。

同市歯科医師会の竹内純子専務理事は「歯科医の認知度も低い病気」と指摘した上で、「乳歯の脱落に注意を払うことは、病気だけでなく虐待の早期発見にもつながる」と複合的な効果を期待する。

通常抜けた乳歯（右）と「低ホスファターゼ症」の患者の乳歯
（アレクシオン社提供）



静岡新聞 2018年5月9日

<http://www.at-s.com/news/article/health/shizuoka/488083.html>

Point of View

◎通常より早く乳歯が脱落する場合には、遺伝性の難病の「低ホスファターゼ症」である可能性が疑われるとのことです。4歳以下で乳歯がぐらついたり、抜けたりする場合は注意する必要があります。この「低ホスファターゼ症」で抜けた乳歯は歯根が吸収されずに脱落するため、歯根形態を保ったまま脱落します。発見した場合は小児科等との連携が必要となるでしょう。

▼医療機関のネット広告 うそや誇大表現の違反 160件

病院やクリニックが出すインターネット広告について厚生労働省が調査した結果、がん治療で「再発のない治療法です」といった広告や、「10分間で10歳若返る」とした美容医療の広告など、うそや誇大表現の違反が160件見つかりました。

医療機関のインターネット広告をめぐっては、去年6月に、ホームページを新たに広告規制の対象に含める医療法の改正が行われました。

こうした中、厚生労働省がことし3月までの7か月間、ネットパトロールや一般の人からの通報を基に調査した結果、うそや誇大表現などの違反が160件見つかりました。

具体的には、「どんな難しい症例でも必ず成功します」とか、がん治療で「再発がない治療法です」といった広告、さらに「10分間で10歳若返る」という美容医療の広告もあり、厚生労働省はそれぞれの医療機関に内容を修正するよう求めました。

医療機関のインターネット広告について、厚生労働省は来月からさらに規制を強化し、治療を受けた患者の体験談をホームページに掲載したり、手術の前と後の写真を「ビフォー」「アフター」などと詳しい説明を付けずに掲載したりすることを禁止します。

厚生労働省の長房勝也医療政策企画官は「インターネット広告は患者が医療を選択する際の重要な判断材料になっていて、患者の安全を守るためにも監視を強化していきたい」と話していました。

専門家「規制で誤情報減少に期待」

がん治療の情報に詳しい国立がん研究センター・がん対策情報センターの若尾文彦センター長は、「医療機関のインターネット広告にはいろいろ間違った情報があり、規制の適用によって今後減っていくことを期待している」と話しています。

そのうえで、「『こういう効果があります』とか、『こんなふうに効きました』という広告は規制されたが、今度は『相談に応じます』という表現の宣伝が増えてきている。一見、宣伝には見えないが、相談すると高額な自由診療を勧められるケースもあり注意してほしい。効果が確認されている医療なのか、そうでないのか、しっかり区別して治療方法を選んでほしい」と話しています。

NHK NEWS WEB 2018年5月31日

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180531/k10011460091000.html?utm_int=nsearch_contents_search-items_004

Point of View

◎医療機関のホームページの規制についてのニュースの続報です。厚生労働省が調査した結果、うそや誇大表現の違反が160件あったそうです。厚生労働省によると今後さらに規制を強化していくそうです。心当たりのある先生方はこれを機にホームページを今一度再確認してみてください。

▼増える世界の抗菌薬使用 途上国発展が押し上げ 適正利用へ研究必要

■米・欧州共同チーム調査

抗生物質（抗菌薬）の使用量は2000～15年の16年間に世界規模で増大し、所得が少ない国々の経済発展が主要な押し上げ要因になっているとの研究結果を、米国や欧州の共同チームが米科学誌に発表した。抗菌薬の大量使用は、薬が効きにくい薬剤耐性菌を増やすとして大きな問題になっている。研究チームは抗菌薬使用量を世界規模で把握し、抑制していくことの意義を強調しつつ、貧しい国の薬の利用を不当に制限しないようにすべきだと指摘している。チームは76カ国の抗菌薬販売量のデータを入手し、世界保健機関（WHO）が示した薬の集計基準を基に使用量を算出した。その結果、これらの国の抗菌薬使用量の総計は16年間で65%増加。人口千人当たりの1日使用量は39%増えていた。76カ国を国の所得によって3グループに分け、使用量との関係を見たところ、所得が高い国々では、千人当たりの1日使用量は16年間で4%減ったが、所得が中ぐらいの国と低い国ではいずれも78%増と急激に伸びていた。ただ使用量自体は依然として、高所得

国の方が多かった。次に、抗菌薬使用量に影響する要因を調べると、所得の低い国では、1人当たり国内総生産（GDP）の増加と相関があった。高所得国ではそうした関係はみられなかった。チームは「抗菌薬の不適切な使用を減らす努力は大切だが、必要な薬がまだ行き渡っていない貧しい国々で、抗菌薬の適正な利用をどう実現するかについての研究が早急に必要だ」と指摘している。

産経ニュース 2018年5月15日

<http://www.sankei.com/life/news/180515/lif1805150019-n1.html>

Point of View

◎従来の抗菌薬が効かない「耐性菌」が世界中で増えています。データからみると、発展途上国では、必要かつ十分な抗菌薬がいきとどいていないため、耐性菌が増えるリスクが高くなると考えられています。耐性菌が生まれてくることにより、これまで抗菌薬で治せていた感染症の治療が難しくなります。このまま何も対策をしなければ、2050年には世界で1,000万もの人が耐性菌による感染症で亡くなるともいわれています。全世界で考えていけないといけな問題ですね。

▼医療費未払い訪日客には「再入国拒否」…2020年度からに政府方針

訪日した外国人観光客が医療費を支払わずに出国するケースが相次いでいる問題で、政府は、医療費の未払いを繰り返す恐れのある訪日客の再入国を拒否する方針を固めた。

2020年度から本格実施したい考えだ。増え続ける訪日客の医療体制を整備する政府の総合対策の柱として、14日に発表する。

厚生労働省の調査（16年）によると、訪日客など外国人患者を受け入れたことのある医療機関の35%が、過去1年間に未払いを経験。未払いなどをリスクと考える医療機関も64%に上り、政府は3月から総合対策を検討していた。

再入国拒否は、日本にとって好ましくない外国人の入国を認めない出入国管理法の規定に基づく措置。厚生労働省は、全国の医療機関から未払い歴のある訪日客の情報を集め、法務省に通報する。法務省は入国審査にそうした情報を反映させる。

再入国を拒否する未払い金額の基準は、海外の事例を参考にして早急に詰める。英国の場合、500ポンド（約7万4000円）以上の未払いは、再入国拒否の対象になる。

訪日客に対し、未払いの場合、医療機関を利用した際の個人情報に国に提供される可能性があることを説明し、事前に同意を得ることも検討する。

yomiDr（2018年6月13日）

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20180613-OYTET50009/?catname=news-kaietsu_news

Point of View

◎先月の「だより」でも取り上げられていましたが、いよいよ方針が固まったようです。日本の医療が高度なので、それを目当てに来日する外国人も増えているようですが、一生懸命治療した挙句に「無銭飲食」のようなことをされたらたまったものではありません。そういう人は入国を拒否されても仕方ありませんね。

▼「身元保証人」がいないと 医療機関の8%余りが入院認めず

患者が入院する際、「身元保証人」などを求める医療機関が全体の3分の2を占め、このうち8%余りが、保証人がない場合、入院を認めないとしていることが厚生労働省の研究班の調査でわかりました。厚生労働省は「身元保証人」がいなことを理由に入院を拒否するのは医師法に違反するとして、こうした対応を取らないよう通知しました。

山梨大学大学院の山縣然太郎教授が代表を務める厚生労働省の研究班は去年からことしにかけて、医療機関が入院患者を受け入れる際の対応などについて調査し、全国のおよそ1400か所から回答を得ました。

その結果、入院の際、「身元保証人」などを求めると答えた医療機関は65%を占め、ベッド数が20床以上の病院では93%に上りました。

さらに、保証人を求める医療機関のうち8%余りが、保証人がない場合、入院を認めないと回答しました。

保証人に求める役割を複数回答で尋ねると、「入院費の支払い」が最も多く、次いで「緊急の連絡先」、このほか「医療行為の同意」や「遺体・遺品の引き取り」などを挙げる医療機関が半数以上を占めました。

厚生労働省は身元保証人がないことだけを理由に入院を拒否するのは、正当な理由なく診療を拒んではならないと定める医師法に違反するとして、こうした対応を取らないよう全国の都道府県などに通知しました。

山縣教授は「入院を拒まれて病気が悪化するようなことは絶対にあってはならない。一方で医療機関がためらうことなく患者を受け入れられるようにする制度も求められる。少子化や家族関係の希薄化で頼れる人がいない高齢者などが増える中、早急に解決策を見いだす必要がある」と指摘しています。

介護施設は3割“入所拒否”

「身元保証人」などを求める傾向は医療機関だけでなく、介護施設でも見られます。

民間の研究機関「みずほ情報総研」は、厚生労働省の補助金を受け、去年からことしにかけて全国の特別養護

老人ホームや介護老人保健施設などを調査し、2300 か所余りから回答を得ました。

その結果、入所の契約を交わす際、「身元保証人」など本人以外の署名を求めていると答えた施設は96%に上り、このうちの31%は署名がなければ受け入れていないとしています。

保証人に求める役割としては「事故が起きた時などの連絡先」が最も多く、「亡くなったあとの遺体や遺品の引き取り」、「入院の際の手続き」、それに「施設利用料の支払い・滞納時の保証」などが続いています。

厚生労働省はこうした介護施設についても「身元保証人がいないことはサービスの提供を拒否する正当な理由にはならない」として、受け入れを拒むことがないように求めています。

NHK NEWS WEB 2018年6月8日

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180608/k10011468511000.html?utm_int=nsearch_contents_search-it_ems_004

Point of View

◎患者が入院する際に、「身元保証人」を求める医療機関が全体の3分の2を占め、そのうち8%余りが、保証人がいない場合は入院を拒否しているようです。「身元保証人」がいないことを理由に入院を拒否することは医師法に反するため、認められないようです。最大の理由は入院費の支払いを保証人に求めるからだそうです。医師法では正当な理由なく診療を拒んではならないと定められております。今後、高齢化がますます進むと一般診療所でも、窓口料金が払えない場合は、診療した後、誰に治療費を請求したらよいか、という問題が起こってくるかもしれません。

▼千葉市、6月から「禁煙外来」の治療費助成 妊婦と子供の受動禁煙を防止

家庭内での子供や妊婦の受動喫煙による健康被害をなくすため、千葉市は6月から同居する喫煙者に対して、保険が適用される「禁煙外来」の治療費を助成する新たな取り組みを始める。受動喫煙により発症する呼吸器系の病気などを防ぐのが狙いで、市によるとこうした制度は県内では初めてという。禁煙外来は、保険を適用して行う診療機関による禁煙治療。たばこが関係する病気を減らすため、平成18年4月から治療に健康保険が適用されるようになった。標準的な治療期間は12週間で、この間に5回通院。有害物質で喫煙によって増える一酸化炭素濃度の測定や医師からのアドバイス、ニコチンを皮膚から吸収する貼り薬など禁煙補助薬の処方が行われる。治療費は一般的な3割負担の場合約1万3千～2万円とされる。市の助成対象者は妊婦や15歳以下の子供と同居し、12週間で5回の禁煙外来治療を終了した市民。助成額は自己負担合計額の2分の1（上限は1万円）で、治療前や禁煙外来2回目の受診前までに居住する区の保健福祉センター健康課に登録申請を行い、治療終了後に所定の手続きを終えると助成金が交付される。熊谷俊人市長は「自分で受動喫煙を防ぐことが難しい子供や若い人を守るため、助成を喫煙者の背中を押す一つのきっかけにできれば」と話している。

産経ニュース 2018年5月22日

<http://www.sankei.com/life/news/180522/lif1805220023-n1.html>

Point of View

◎受動喫煙については、自ら防ぐことができない環境下におかれている人は多数います。皆さんのご存知の通り、受動喫煙の方が、自らが喫煙を行うときよりも、肺がんのリスクは上がります。周りの大切な人を守るため、これから世界を支えていく子ども達や若い人達を守るため、助成が喫煙者の背中を押す一つのきっかけとなる事を望みます。

▼出生数94万人で過去最少 死亡数は134万人で戦後最多 29年人口統計

厚生労働省は1日、平成29年の人口動態統計（概数）を発表した。生まれた子供の数（出生数）は94万6060人と過去最少で、2年連続で100万人を割り込んだ。女性が生涯に産む子供の推定人数を示す「合計特殊出生率」は1・43で、前年を0・01ポイント下回り2年連続のマイナス。少子化や人口減少に拍車がかかっている。出生数は前年比で3万918人減少した。明治32（1899）年に統計をとり始めて以降、100万人割れは平成28年に続いて2年連続。昭和24年の269万6638人をピークに、50年以降は増減を繰り返しながら、減少傾向にある。母の出生年齢別（5歳階級）では、45歳以上が唯一増加。40歳以上の出生数は約5万4千人で、晩産化も進む。今後、出産世代とされる15～49歳の女性人口が減少することから、出生数はさらに減っていくことが予想されている。出生率の都道府県別では、前年と同様、最も低いのが東京の1・21、最も高いのは沖縄の1・94だった。一方で、死亡数は134万4333人（前年比3万2685人増）で戦後最多。死亡数から出生数を差し引いた人口の自然減は39万4373人で、過去最大の減少幅となった。前年の減少幅は33万770人で、人口減少も加速化している。婚姻件数は60万6863組（同1万3668組減少）で戦後最小、離婚件数は21万2262組（同4536組減少）。平均初婚年齢は夫31・1歳、妻29・4歳で、前年とほぼ同年齢だった。

産経ニュース 2018年6月1日

Point of View

◎高齢化率は、1950年には5%未満、1980年には10%未満でしたが、死亡率・出生率がともに減少したため、毎年上昇し続けてきました。日本の現状において、ここまで短期間に急速に高齢化が進んだのは、世界でも類例がないと言われています。少子化が止まらないのは、経済成長にも社会保障の安定にも深刻な問題です。非常に難しい問題かと思われませんが、国も、もっと真摯にこの問題に取り組んでいかなければならないと思います。

▼「命に値段つけるのか」指摘、薬の値段意識調査を中止

厚生労働省は、薬の値段が効果に見合っているかどうかの基準づくりのために計画していた市民意識調査の取りやめを決めた。厚労相の諮問機関である中央社会保険医療協議会（中医協）の部会に13日提案し、了承された。

調査は1年間延命できる薬に公的医療保険からいくらまで支払っていいかを尋ねるものだったが、「命に値段をつける」ような質問内容や結果の信頼性などに疑問が出ていた。高額な薬が次々に登場している中、厚生労働省は薬の値段に費用対効果の評価を取り入れる仕組みを一部で試行的に導入。本格実施に向け制度の内容を今年度中に取りまとめることにしている。

yomiDr (2018年6月14日)

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20180614-0YTET50006/?catname=news-kaisetsu_news

Point of View

◎「命に値段をつける」とは極端な言い方ですね。冷静に考えれば、そもそも医療自体が命を永らえるためにお金を使っているわけですから、それにいくらかかるかということは判断の基準に必要なことではないでしょうか。

▼救急車？迷った際に電話「#7119」普及進まず…7都府県、4市・地域のみ導入

病气やけがで救急車の出動要請が必要かどうかを電話で相談する共通ダイヤル「#7119」の普及が遅れている。2009年の制度化以降、導入は東京や福岡など7都府県と、政令市や複数自治体による広域圏の4市・地域のみ。救急車の出動件数が増加する中、総務省消防庁は導入を促すが、運営費や相談員確保が課題となっている。

「安静にして経過をみましょう。改善しなければ病院に行ってください」

5月中旬、福岡市博多区の福岡県医師会館。「めまいがする」と共通ダイヤルに電話をかけた女性に、看護師は「緊急性は高くない」と判断し、アドバイスした。

同県は16年6月に共通ダイヤルを開設した。昨年は3万3503件の相談があり、119番が必要なのは全体の3割ほどだった。

自宅で転倒した90歳の女性のケースでは、嘔吐（おうと）があったため119番を勧めた。女性は病院で外傷性硬膜下血腫と診断された。県の担当者は「重症なのに119番をためらうケースもある。不要不急の通報を減らすだけでなく、命を守る窓口にもなっている」と強調する。

しかし、同庁によると、共通ダイヤルを都道府県レベルで開設しているのは宮城、東京、埼玉、新潟、奈良、大阪、福岡の7都府県。政令市や広域圏の導入は横浜市や札幌市と周辺の4市・地域にとどまる。鳥取県が今年度から実施を決め、広島市も山口県東部7市町を含む周辺自治体に参加を呼びかけているが、他に動きはない。

ハードルになっているのが、費用と人材確保だ。

共通ダイヤルは年中無休、24時間対応が原則。福岡県の場合、年間の運営費は約1億円。看護師27人が交代で対応している。未導入の大分県の担当者は「費用対効果などを研究したい」とし、佐賀県の担当者は、相談に対応する看護師らの確保を課題に挙げる。同庁は17年度から、導入自治体の職員や看護師らを導入していない自治体に派遣して、有効性を説明。開設時の補助金支給要件も緩和して、後押ししている。

#7119 東京消防庁が2007年に初めて導入し、2年後に全国の共通番号となった。自治体が消防や医師会と連携して開設し、看護師や医師が症状を聞き取り、緊急性を判断する。都道府県単位の運用を原則とするが、総務省消防庁は政令市や広域圏での導入も認めている。

軽症者の搬送を抑制

総務省消防庁が普及を呼びかける背景には、救急車出動件数の増加がある。2016年は全国で620万9964件に上り、01年比約181万件の増。通報から病院収容までの平均時間は39.3分で約10分延びた。出動したのに、軽症などを理由に「不搬送」だった事例は、全体の1割超あった。

一方、共通ダイヤルを導入している東京都では、搬送者に占める軽症の割合が60.3%（06年）から54.9%（16年）に減少した。

同庁は、出動件数が26年には約668万件になると推計しており、「緊急性の高い人に救急車を利用してもらうためにも、共通ダイヤルは有効。自治体に理解を求め、今後も導入を働きかけたい」としている。

yomiDr (2018年6月8日)

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20180608-OYTET50005/?catname=news-kaisetsu_news

Point of View

◎知ってましたか?「#7119 ダイヤル」。「どういう場合に救急車か」という判断はなかなか一般市民にはむずかしいところです。かといって、本来なら救急車を呼ばなくてもよい人まで救急車で運ばれている現状を見るにつけ、利用すべき人が後回しにされる事態だけは避けたいものです。そのためにもこの「#7119」ダイヤルの存在をもっとアピールしてもらえないものでしょうか。

▼毛髪の“もと”大量に作る技術を開発 理化学研究所

「脱毛症」などの治療に応用するため髪の毛を作り出す「毛包(もうほう)」という器官を人工的に大量に作る技術を理化学研究所などの研究グループが開発し、来月から動物で安全性を確かめる試験を始めることになりました。

薄毛などの脱毛症に悩む人は全国に2500万人以上いると推計されていますが、男性ホルモンをコントロールする薬の投与など治療法は限られていて、理化学研究所などでは毛髪を作り出す「毛包」と呼ばれる器官を再生医療の技術で作成移植する治療法の開発に取り組んでいます。

理化学研究所やベンチャー企業の研究グループが4日、会見を開き、ヒトの頭皮にある3種類の細胞を取り出して増やし、さらに専用の特殊な機械で3種類の細胞と一緒に培養することで、「毛包」を大量に作り出す技術の開発に成功したと発表しました。

グループによりますと、20日間ほどで髪の毛1万本に相当するおよそ5000の「毛包」を作り出せるとしています。

グループでは、7月から動物に移植して安全性を確かめる試験を始め、早ければ再来年(2020年)にも実用化したいとしています。

理化学研究所の辻孝チームリーダーは「これまでにない方法を実現し、患者さんたちの生活の質の改善に貢献したい」と話しています。

治療対象は「男性型脱毛症」

研究グループが将来的にまず治療の対象としたいとしているのは脱毛症のうち、「男性型脱毛症」と呼ばれる病気です。

この脱毛症は思春期以降に始まって生え際や頭頂部の毛が次第に細く、短くなって薄毛となるのが特徴です。脱毛症全体では全国に2500万人以上いますが、そのうち「男性型脱毛症」の患者はおよそ1800万人いるとされ、主に20代後半から30代にかけて症状が進みます。

これまでは原因となる男性ホルモンをコントロールする内服薬のほか、塗り薬などが治療の中心となっています。また脱毛症や薄毛治療への社会的なニーズは高く、薬以外にもかつらや植毛、それに育毛剤の開発など、その市場規模は2000億円に上るというデータもあります。

NHK NEWS WEB 2018年6月4日

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180604/k10011464261000.html?utm_int=nsearch_contents_search-it_ems_007

Point of View

◎理化学研究所で、毛髪を作り出す「毛包」と呼ばれる器官を、再生医療を使って人工的に大量に作る技術を開発したそうです。脱毛症等に応用されることを目指しているようです。再生医療は日々発展しており、近い将来、歯科においても歯胚等が人工的に作られる技術が開発されれば、欠損補綴も大きく変わるかもしれません。

▼地震が影響? 高血圧や糖尿病が急増 熊本県阿蘇地域の住民 国保健診で判明

阿蘇地域で熊本地震後、高血圧や糖尿病の疑いのある住民が急増していることが、国民健康保険(国保)の特定健診結果から明らかになった。阿蘇保健所は「地震による生活環境の変化やストレスなどの影響が考えられる」として、偏らない食生活の維持や運動の大切さを訴えている。国保被保険者のうち、40~74歳を対象にした特定健診は、生活習慣病予防を目的に年1回実施。健康状態に不安がある場合、保健機関や自治体が健康づくりに向けた相談など行う。阿蘇地域の検診結果を、地震発生前年(2015年)と地震が発生した16年(速報値)と比較すると、高血圧は15年が受診者の24%(県平均26.1%)だったのが、16年は27.4%(同25.7%)。糖尿病と疑われる人は、15年の8.7%(県平均も同率)に対し、16年は11.2%(県平均9.6%)。いずれも大幅にアップした。住民の健康事情に詳しい市町村の保健師などは、健康状態悪化の要因について地震後の食生活の変化、摂取栄養のアンバランスや睡眠不足などを指摘。「状況は好転しているが、まだ改善途上にある」と話す。

Point of View

◎大きな災害が発生すると、直後には「急性心筋梗塞」「脳卒中」、数日後以降には「深部静脈血栓症」や「肺塞栓症」などが起こりやすくなり、ときには命に関わると言われています。こうした深刻な循環器疾患は「血圧の上昇」や「血栓ができやすくなること」が引き金となって発生することによって、これらの対策を行うことが、災害時に求められます。また、ストレスや睡眠不足は、糖尿病の悪化因子となります。災害区域の皆さまの生活が、早くストレスのない生活に戻るよう、切に願います。

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz」

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz」サイマルラジオスタート
「お口の健康広場デンタルパーク」 広島すまいるパフェ 第1・3水曜日午後0時50分から



7月4日放送

「ホームケアとプロフェッショナルケア」

広島市歯科医師会 花木清隆氏

お口の健康管理に必要なのは、自分でする「ホームケア」と歯科医院で行う「プロフェッショナルケア」の両立が欠かせません。この2つのケアについて広島市歯科医師会の花木清隆先生がお話しします。お口に関する悩みや質問はメール dental@chupea.fm、ファクス 082 (297) 7660 へ。

7月18日放送

「おくちの健康体操」

広島市歯科医師会 広報部

お口のまわりには沢山の筋肉があります。呼吸する、食べる、しゃべると楽しく生きるために必要な筋肉ばかりです。また、若々しいお顔の維持にも欠かせない、お口の健康体操について広島市歯科医師会の先生がお話しします。お口に関する悩みや質問はメール dental@chupea.fm、ファクス 082 (297) 7660 へ。

会員ひろば

新入会員紹介



藤岡 光

この度、広島市歯科医師会に入会いたしました藤岡 光と申します。奥羽大学を卒業し広島大学病院にて臨床研修を終了後、昭和大学歯科病院顎口腔疾患制御外科学講座に4年間在籍、平成25年より地元廿日市市にて地域医療に貢献し、この度中区立町にて新規開業いたしました。

口腔外科での経験を生かし安心、安全な治療を心がけております。

まだまだ未熟者で今後も歯科医師会の先生方にはご迷惑をおかけいたしますが、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

6月定例理事会報告

「部外報告」

5月25日 広島市学校保健会総会

5月26日 協同組合総代会

5月27日 第69回指定都市学校保健協議会
(浜松市)

5月30日 広島市連合地区地域保健対策

協議会理事会
 // 広島ホームテレビとの打合せ
 6月 1日 日本歯科医師会議事運営特別委員会
 6月 4日 (県)代議員会議事運営協議会
 // 再審査
 6月 7日 後期高齢者歯科健診事業研修会
 6月 9日 (県)第143回代議員会
 6月14日 日本歯科保存学会(横浜)
 6月14-15日 第188回日本歯科医師会代議員会
 6月19日 広島ホームテレビとの打合せ
 6月21日 広島原爆障害対策協議会評議員会
 6月22-26日 社保診療報酬審査(合議26日)

(連盟関係)

6月12日 「ゆざき知事を囲む県政懇談勉強会 2018年6月度」

「総務関係」

5月28日 市歯会選出県歯代議員打合せ会議
 5月30日 おくちの健康展代表者会議
 6月 2日 B型肝炎抗原抗体検査
 6月 3日 三師会ゴルフコンペ
 6月10日 第34回おくちの健康展
 6月12日 創立100周年記念事業準備委員会
 第4回総務記念事業部会委員会
 6月19日 おくちの健康展反省会
 6月20日 第2回支部長・副支部長会
 6月21日 保険講習会 初診料の注1に係る施設基準研修会

6月25日 三役会
 6月27日 定例理事会

(慶弔関係)

6月 5日 中区支部 波田佳範先生ご母堂様ご逝去

(入会退会関係)

6月 1日 西区支部 山根一芳先生入会
 // 南区支部 高島宏先生東区支部に移籍
 // 入会前面談(鎌田俊之先生)
 入会後面談(山根一芳先生)

(県歯理事会関係)

6月 7日 県歯理事会

(1) 総務部(中島理事)

6月 1日 入会前面談(鎌田俊之先生)

入会後面談(山根一芳先生)

6月 8日 総務部委員会
 6月10日 第34回おくちの健康展
 6月12日 創立100周年記念事業準備委員会
 第4回総務記念事業部会委員会
 6月26日 総務部小委員会

(2) 学術部(岸本理事)

6月10日 第34回おくちの健康展
 6月15日 定例委員会
 6月21日 保険講習会 初診料の注1に係る施設基準研修会

(3) 保険・医療対策部(瓜生理事)

5月26日 協同組合総代会
 5月29日 休日診療レセプト点検
 // カープ球団との打合せ
 6月 3日 三師会ゴルフコンペ
 6月 6日 (県)保険部常任委員会
 6月 9日 (県)県歯代議員会
 6月10日 第34回おくちの健康展
 6月15日 会員面談
 6月16日 広島大学歯学部同窓会世話人打合せ会
 6月18日 国保連合会歯科再審査部会
 6月19日 会員面談
 6月19-23日 国保連合会歯科審査部会
 6月21日 保険講習会 初診料の注1に係る施設基準研修会
 6月23日 (県)新入会員等サポート研修会

(4) 地域歯科保健部

5月26日 協同組合総代会
 5月30日 第34回おくちの健康展
 第2回代表者会議
 6月 9日 第34回おくちの健康展 前日準備
 6月10日 第34回おくちの健康展
 6月13日 (県)地域保健部、学校保健部、介護・福祉医療部、口腔保健センター一部常任委員会
 6月19日 定例委員会
 // 第34回おくちの健康展反省会
 ・キッズシティ2018について

<学校保健>(有馬理事)

5月26-27日 第69回指定都市学校保健協議会(浜松)
 5月28日 第1回保育園での歯科疾患及び

歯科保健活動の実態調査会議

- 6月 8日 (南区地対協)平成 30 年度在宅医療・介護関係者研修会・事例検討会・情報交換会(区域)第1回企画会議
- 6月15日 (南区地対協)平成 30 年度在宅医療・介護連携推進委員会市民公開講座第1回企画会議
- 6月19日 学校歯科嘱託医面談
- 6月22日 (南区地対協)平成 30 年度在宅医療・介護関係者研修会同行研修企画会議
- 6月25-26日 広島市学校保健大会
学校保健研究物審査
- ・平成 30 年度定期健康診断について
 - ・平成 30 年度広島県歯科衛生連絡協議会 保育園での歯科疾患及び歯科保健活動の実態調査会議について
 - ・平成 31 年度定期健康診断等ダブルミラー調査について
 - ・平成 30 年度就学時健康診断への対応について
 - ・学校病治療券の趣旨を逸脱した請求事例について
 - ・H30.6.27 中国新聞朝刊記事について
- <地域連携> (小松理事)
- 5月25日 平成 30 年度第 1 回広島市在宅医療・介護連携推進委員会
- 5月28日 中区地域ケアマネジメント会議
- 5月29日 休日診療レセプト点検
- 6月 5日 (県)平成 30 年度歯科医師認知症対応力向上研修第1回準備委員会
- 6月 7日 広島市歯科医師会 4 支部合同後期高齢者歯科健診事業研修会
- 6月 9日 (県)第 143 回一般社団法人広島県歯科医師会臨時理事会
- 6月11日 中区地域ケアマネジメント会議
- 6月13日 広島市歯科医師会南区支部後期高齢者歯科健診事業研修会
- 6月16日 (中区地対協)第 7 回幟町圏域多職種連携会議
- 6月18日 ひろしま産振構との協議
- 6月23日 悠悠タウン江波ボランティア研修会
- 6月26日 (県歯衛連)高齢者の地域及び施設等内における歯科口腔保健の推進検討会議

平成 30 年度第 1 回準備委員会

- 6月27日 休日診療レセプト点検
- <地域保健> (能美理事)
- 5月25日 平成 30 年度広島市学校保健会総会
- 5月28日 FMちゅーピー収録
- 6月2-3日 (県)平成 30 年度 第 46 回産業歯科医研修会
- 6月 8日 (県歯衛連)平成 30 年度第 1 回啓発資料整備検討会議
- 6月15日 広島日赤連携の会との打合せ
- 6月18日 (県)平成 30 年度 8020 運動推進特別事業「歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業」第 1 回委員会
- 6月19日 健康科学館との打合せ
- ” 協議会対応
- 6月21日 (県)平成 30 年度地域保健部第 1 回小委員会
- 6月22日 (東区地対協)第 1 回在宅医療・介護連携推進委員会
- ” (東区地対協)第 1 回常任理事会・理事会
- 6月23日 健康科学館企画展関連講座講演

(5)広報部 (橋岡理事)

- 5月28日 FMちゅーピー収録・協議
- 5月30日 第 34 回おくちの健康展第 2 回代表者会議
- 6月 3日 あさきた 2018 歯の祭典&健康展
- 6月 4日 委員会
- 6月 8日 委員会 (情報発信部)
- 6月10日 第 34 回おくちの健康展
- 6月18日 委員会 (情報調査部)
- 6月21日 保険講習会 初診料の注 1 に係る施設基準研修会
- 6月25日 FMちゅーピー収録・協議

FMちゅーピー (新聞掲載)

- 6月 6日 「『第 34 回おくちの健康展』について」谷 巖範氏 (市歯会)
- 6月20日 「休日歯科救急医療について」能美和基氏 (市歯会)
- 7月 4日 「ホームケアとプロフェッショナルケア」花木清隆氏 (市歯会)
- 7月18日 「おくちの健康体操」
広 報 部 (市歯会)

(6) 広島市歯科医師会ホームページについて

ホームページアクセス数
一般サイト 訪問者 4,486 (累計 68,332)
ページビュー9,741 (累計 277,202)
会員サイト 訪問者 1,019 (累計 22,956)
ページビュー2,450 (累計 197,102)
広報部 … Talking Heads<最新情報>
掲載件数 84件(5/20~6/21)

(7) 特別委員会

(8) 救急蘇生委員会

(9) 創立 100 周年記念事業について
6月12日 創立100周年記念事業準備委員会
第4回総務記念事業部会委員会

(10) 各部事業計画について

(11) 歯科医療安全相談
6月 1日 相談 歯周病治療の上手な
歯科を教えてください
(40歳代女性)

「協議事項」

(1) 会費について (3名)
終身会員資格取得による会費額変更

について 1名承認。診療形態の変更
による会費額変更について 2名承認。

- (2) 入会について (4名)
南区支部の鎌田俊之氏、河内勝史氏、
西区支部の中田穰氏の入会について
承認。1名継続審議中。
- (3) カープ観戦について
内容について確認
- (4) 学術講演会について
内容について協議
- (5) 全国学校歯科医協議会・全国学校歯科
保健研究大会への参加について
内容について確認・協議
- (6) 十三大市歯科医師会役員連絡協議会
アンケートについて
内容について確認・協議
- (7) HOMEぽるフェスについて
内容について協議
- (8) 第111回定時総会について
内容について確認
- (9) 創立100周年記念事業について
内容について検討・協議
- (10) その他
特になし

「その他」
特になし

会員の皆様へ

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当
部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、
広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事橋岡優までお寄せ下さい。
広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net
広報部担当理事 橋岡優 E-Mail: s.d.c@helen.ocn.ne.jp

広島市歯科医師会ホームページ <http://www.hiroshima-da.com/>

会員専用ページ

ユーザー名 : Futaba

P A S S : 2622662

広島市歯科医師会の住所及び連絡先

〒732-0057

広島市東区二葉の里 3丁目2番4号

広島市歯科医師会 TEL : 082-262-2662

FAX : 082-262-2668

休日診療専用電話 TEL : 082-262-2672



追記

「歯科点数表の解釈」の購入について

5月に募集いたしました「歯科点数表の解釈」の購入につきまして、名前のない申込が1件ございました。

(発注はしております)

お申込みいただいた先生方には、6月25日付で右記のハガキを送付しておりますが、申込したにも関わらず、まだ手元にこちらのハガキが届いていない先生がおられましたら、事務局で歯科点数表をお預かりしておりますので、事務局宛てにご連絡ください。(TEL: 262-2662)

なお、お受け取り期間は7月20日(金)までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「歯科点数表の解釈」の購入について

事務連絡
平成30年6月25日

会員様

一般社団法人広島市歯科医師会
会長 川原正照

「歯科点数表の解釈」の配布について

先般お申し込みを頂きました「歯科点数表の解釈」が入荷しました。

お手数ですが、本会事務局まで代金を添えて7月20日(金)までにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

※お釣りのないようご準備お願い致します。

代金 1冊 4,400円